

差出人: 日本チェーンドラッグストア協会 事務局 <sec@jacds.gr.jp>
送信日時: 2019年10月24日木曜日 18:50
宛先: Undisclosed-Recipient;;
件名: 【JACDS事務連絡No.19088】薬物濫用撲滅宣言に係る店頭およびネット通販の対応について
添付ファイル: 01_薬物濫用撲滅宣言の送付について.pdf; 02_10代の薬物濫用撲滅宣言.pdf

会員企業
担当者様各位

日頃より協会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

先般、10月17日付で「市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言」を代表者様宛に郵送で送付いたしました。

先日、一般の方より、多くのドラッグストアの店舗ならびに通販サイトにおいて、濫用の恐れのある医薬品の販売に関する法令遵守がなされていないとの連絡がありました。

店頭ならびに通販サイトでの販売において、自主ルールの遵守をお願いいたします。

また、コデインを含む医薬品に関して、説明文書における用法・用量の年齢制限が12歳未満に変更されたにもかかわらず、一部の通販サイトでは6歳未満のままになっているとの指摘もありました。

店頭での手書きPOP、通販サイトでの表記について確認をお願いいたします。

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会 事務局
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569 eMail:sec@jacds.gr.jp

2019（令和元）年10月17日

日本チェーンドラッグストア協会
会員企業代表者様 各位

日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光



「市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言」の送付について

日頃から協会活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、市販薬による10代の薬物濫用の拡大が、全国紙やテレビ報道で取り上げられるなど社会問題化しつつあります。ドラッグストアは市販薬のほとんどすべてを販売しており、この問題を見過ごすわけにはいきません。

そこで、去る10月11日の理事会において議論し、別添のとおり緊急の対応策を取りまとめました。

この対応策が、会員企業の皆様の店舗での知恵と工夫により、一層の効果を発揮することを期待いたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、この問題につきましては、メーカーサイドとも、引き続き協議し、有効な手段を検討してまいります。

市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言

2019年10月17日

日本チェーンドラッグストア協会

2019年第3回理事会決定

10代の薬物関連精神疾患患者の4割が市販薬の濫用によることが厚生労働省の調査結果で判明し、^(注1)全国紙やテレビで取り上げられるなど、大きな社会的関心を集めています。

一方、ドラッグストアの約半数で、濫用の恐れのある医薬品^(注2)に関する販売ルールが守られていないことが公表されています。^(注3)

ドラッグストアは市販薬のほとんどすべてを販売しており、この問題を見過ごすわけにはいきません。そこで、協会理事会では緊急の対応策として、下記のとおり、10代の顧客に対してより厳格な販売時の自主ルールを定めました。

会員企業各位には、事態の深刻さを認識され、販売ルールを遵守徹底されますことを要請いたします。なお、理事会では引き続きこの問題をフォローし、メーカーサイドとの協議を含め対応策を検討します。

(注1) 「濫用の恐れのある市販薬の適正使用について」厚生労働省医薬品・医薬機器等安全情報(2019年8月 No.365)

(注2) エフェドリン、コデイン(鎮咳去痰薬に限る)、ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)、プロムワレリル尿素(プロモバレリル尿素)、ブソイドエフェドリン、メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)を成分として含有する医薬品(平成26年厚生労働省告示第252号)

(注3) 厚生労働省「平成30年厚生労働省医薬品販売実態把握調査結果」(2019年9月)

→ 濫用の恐れのある医薬品を質問等されずに複数購入できた 48.1%

- 10代の顧客への販売に際しては、学生証、申告書等により氏名・年齢・学校名又は勤務先を確認する。確認できない場合は販売しない。なお、申告書の書式は任意とします。
- 10代の顧客に対する次の成分を含有する医薬品の販売は、上記1に加え、一律一人一包装単位(一箱、一瓶)とする。

ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)

メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)

プロムワレリル尿素(プロモバレリル尿素)

- 各種の掲示により、販売ルールの周知や薬物乱用撲滅の啓発活動を行う。

参考 ドラッグストアにおける10代の顧客に対する市販薬の販売ルール

対象医薬品	現行の国のルール	協会の自主ルール
濫用のおそれのある医薬品 (6成分)	<ul style="list-style-type: none">■ 次の事項を確認すること① 購入者が若年者(中・高校生)である場合は氏名および年齢② 他の薬局、販売店からの購入の状況③ 適正な使用量を(原則一人一包装単位)超える購入の場合はその理由	<ul style="list-style-type: none">■ 学生証、申告書等による氏名・年齢・学校名又は勤務先の確認■ 確認できない場合は販売しない
ジヒドロコデイン、メチルエフェドリン、プロムワレリル尿素(プロモバレリル尿素)(3成分)		<ul style="list-style-type: none">■ 同上■ 一律一人一包装単位に限定(やむを得ない場合は除く)